

## 大阪狭山市地域包括ケアシステム推進条例（素案）

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が一体的かつ継続的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進が必要である。地域包括ケアシステムは、市、医療介護等関係者、市民等が協働して構築するものであり、地域の特性に応じて作り上げていくことが求められている。

大阪狭山市において築かれてきた地域社会を基盤として、市、医療介護等関係者、市民等がそれぞれの役割を理解し行動することで、地域包括ケアシステムを深化・推進し、「介護が必要な状態や認知症になっても、高齢者一人ひとりが社会を構成する一員として尊重され、いきいきと暮らせるやさしさのあるまち大阪狭山市」の実現をめざし、この条例を制定する。

### （目的）

第1条 この条例は、地域包括ケアシステムの深化・推進に関する基本理念及び基本事項を定め、市の責務並びに医療介護等関係者及び市民等の役割を明らかにすることによって、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域社会の実現に資することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び同法に基づく命令等において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域包括ケアシステム 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第2条第1項に規定する地域包括ケアシステムをいう。

- (2) 医療介護等関係者 医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援の各分野に関わる事業者その他従事者等をいう。
- (3) 市民等 本市の区域内に居住する者、本市の区域内に通勤又は通学する者並びに本市の区域内で事業を営む個人及び法人その他の活動する団体等をいう。
- (4) 介護予防 要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。
- (5) 自助 自らのできる範囲で、健康管理や介護予防に自ら取り組むことをいう。
- (6) 互助 家族又は地域の支え合い等によりお互いが助け合うことをいう。
- (7) 共助 介護保険その他の社会保障制度の仕組みによって組織化され、制度化された地域の助け合い活動により、共に助け合うことをいう。
- (8) 公助 税による社会保障等により行政がサービスを提供することをいう。

(基本理念)

第3条 市は、法の趣旨に基づき、次に掲げる事項を基本理念として地域包括ケアシステムを推進しなければならない。

- (1) 高齢者の尊厳の保持及び住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすための自立支援を基本とするものであること。
- (2) 地域の自主性及び主体性に基づき、地域の特性に応じて構築していくものであること。
- (3) 市、医療介護等関係者及び市民等が、それぞれの役割を理解し、協働して構築していくべきものであること。
- (4) 市、医療介護等関係者及び市民等が、自助、互助、共助及び公助の考え方に基づき、それぞれの役割分担の下に行うべきものであること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念を尊重し、地域包括ケアシステムの推進に関する施策（以下「地域包括ケアシステム推進施策」という。）を総合的かつ効果的に実施するものとする。

2 市は、医療介護等関係者及び市民等に対し地域包括ケアシステム推進施策を広く周知するとともに、相互に連携及び協働するものとする。

3 市は、自助、互助、共助及び公助の考え方における市の役割を踏まえ、地域づくりを促進するため、必要な支援を行うものとする。

（医療介護等関係者の役割）

第5条 医療介護等関係者は、それぞれの役割を理解し、必要な情報の共有を行うことで、医療、介護及び介護予防等を一体的に提供できる体制を整備するよう努めるものとする。

2 医療介護等関係者は、市及び他の関係機関等が実施する地域包括ケアシステム推進施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

（市民等の役割）

第6条 市民等は、いつまでも自分らしい生活を続けることができるよう、介護予防及び健康の維持増進に努めるものとする。

2 市民等は、お互いに尊重し、助け合い、地域等における共助に積極的に協力するよう努めるものとする。

3 市民等は、市及び他の関係機関等が実施する地域包括ケアシステム推進施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

（基本施策）

第7条 市は、地域包括ケアシステム推進施策の基本施策として、次に掲げる施策を実施する。

- (1) 医療又は介護が必要な場合に、在宅医療・介護を切れ目なく提供するための施策
- (2) 認知症に関する正しい知識を普及啓発し、認知症の者又はその家族を支える施策
- (3) 介護予防に関する施策
- (4) 地域住民の主体性を活かした生活支援等サービスの体制を整備する施策

(5) 地域で培ってきたコミュニティの力を活かした社会的孤立を防止するための施策

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策  
(地域包括ケアシステムの推進に関する調査及び審議)

第8条 市は、大阪狭山市附属機関設置条例（平成25年大阪狭山市条例第6号）第2条第1項第1号の表に規定する大阪狭山市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画推進委員会において、地域包括ケアシステムの推進に必要な調査及び審議を行い、地域包括ケアシステム推進施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(相談体制の整備)

第9条 市は、地域包括支援センター及び権利擁護支援センター並びに他の関係機関等と連携し、支援が必要な者及びその家族が気軽に相談できる体制の整備を図るものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。